

高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱（令和3年12月22日付け子発1222第8号厚生労働省子ども家庭局長通知。）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）又は小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）（以下「施設等」）に従事する者の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施することを目的として、第4条に規定する補助事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次条に規定する事業を実施する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、児童自立生活援助事業者及び小規模住居型児童養育事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が実施する施設等に勤務する職員の賃金の改善を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費については、令和4年2月から3月までの間、職員に月額9,000円の処遇改善を行うために必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、月額10,900円に延べ人数（各月の常勤換算従事者数（施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除く。）の合計）を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式によるものとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、補助金額の増額又は20パーセントを超える減額変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）申請書を知事に提出しなければならない。

(調査及び指示)

第11条 知事は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、この補助事業の実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(実績報告)

第12条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第2号、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者住所

氏名

（生年月日 年 月 日）

年度高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金交付要綱第7条の規定により、 年度高知県高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

2 事業予定年月日

事業開始予定年月日

事業完了予定年月日

3 添付書類

(1) 補助金所要額調書（別紙1）

(2) 社会的養護従事者処遇改善事業計画書（別紙2）

(3) 歳入歳出予算書（抄本）（別紙3）

(4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書

(5) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

補助金振込先： 金融機関名

支店

口座名義人(カナ)

口座番号(種別：普通・当座)

種別： _____ 番号： _____

補助金所要額調書

補助事業者名 _____

事業区分	常勤換算 従事者数 (延べ人数)	総事業費 ① 円	寄附金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	選定額 (補助所要額) ⑥ 円	備考
処遇改善部分								
合計								

(注)

- ⑤欄（処遇改善部分）は、月額10,900円に各月の常勤換算従事者数（施設等運営する法人の役員を兼務する施設長は除く。）を乗じて得た額を記入してください。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数がある場合には、これを切捨てる。）を記入してください。

社会的養護従事者処遇改善事業計画書

補助事業者名

① 事業実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
② 常勤換算従事者数	(令和3年度) 2月: 人 3月: 人 計(延べ): 人
③ 補助基準額	(令和3年度) 円 ※処遇改善部分(算出式1参照)
④ 処遇改善事業費(令和3年度分)(A+B)	円
処遇改善見込額(A)	円
うち基本給又は決まって毎月支払われる手当分	円
処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分(B)	円

(注)

- 原則として、職員に対する処遇改善について令和4年2月分の賃金から実施してください。(※)処遇改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいいます。
- 本事業による処遇改善に係る計画書の具体的な内容を職員に周知してください。
- 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充ててください。
なお、本事業による処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認めることとします。
ただし、処遇改善部分の補助額は、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長の処遇改善に充てることはできないものとします。
- 本事業による処遇改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも処遇改善の額の3分の2以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当をいう。)により行われている必要があります。
ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合においては、この限りではありません。
- 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはいけません。

歳入歳出予算書（抄本）

1 歳入の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

2 歳出の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

令和 年 月 日

補助事業者名

年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏名

年度高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知
がありました事業を下記のとおり変更したいので、 年度高知県社会的養護従事
者処遇改善事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認されるよう関係書類を添えて
申請します。

記

1 事業変更理由及びその内容

2 変更後の補助金額 金 円

内訳

事業費	補助金所要額	既交付決定額
円	円	円

3 添付書類

- (1) 変更後経費所要額調書（別紙4）
- (2) 変更後社会的養護従事者処遇改善事業計画書（別紙5）
- (3) 変更後歳入歳出予算書（抄本）（別紙6）
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、参考となる書類

変更後補助金所要額調書

補助事業者名 _____

事業区分	常勤換算 従事者数 (延べ人数)	総事業費 ① 円	寄附金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	選定額 (補助所要額) ⑥ 円	備考
処遇改善部分								
合計								

(注)

- ⑤欄（処遇改善部分）は、月額10,900円に各月の常勤換算従事者数（施設等運営する法人の役員を兼務する施設長は除く。）を乗じて得た額を記入してください。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数がある場合には、これを切捨てる。）を記入してください。

変更後社会的養護従事者処遇改善事業計画書

補助事業者名

① 事業実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
② 常勤換算従事者数	(令和3年度) 2月: 人 3月: 人 計(延べ): 人
③ 補助基準額	(令和3年度) 円 ※処遇改善部分(算出式1参照)
④ 処遇改善事業費(令和3年度分) (A+B)	円
処遇改善見込額(A)	円
うち基本給又は決まって毎月支払われる手当分	円
処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分(B)	円

(注)

- 1 原則として、職員に対する処遇改善について令和4年2月分の賃金から実施してください。(※) 処遇改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいいます。
- 2 本事業による処遇改善に係る計画書の具体的な内容を職員に周知してください。
- 3 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充ててください。
なお、本事業による処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認めることとします。
ただし、処遇改善部分の補助額は、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長の処遇改善に充てることはできないものとします。
- 4 本事業による処遇改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも処遇改善の額の3分の2以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当をいう。)により行われている必要があります。
ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合においては、この限りではありません。
- 5 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはいけません。

変更後歳入歳出予算書（抄本）

1 歳入の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

2 歳出の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

令和 年 月 日

補助事業者名

（注）変更が発生した金額及び内容については、変更後の金額及び内容の上に変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏名

年度高知県社会的養護従事者処遇改善事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知
がありました事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、 年度高知県社会的
養護従事者処遇改善事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）理由

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者住所

氏名

年高知県社会的養護従事者処遇改善事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知
がありました事業を実施しましたので、 年度高知県社会的養護従事者処遇改善
事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 補助金精算額調書（別紙7）
- (2) 社会的養護従事者処遇改善事業実績報告書（別紙8-1）
- (3) 処遇改善内訳（職員別内訳）（別紙8-2）
- (4) 歳入歳出決算（見込み）書（抄本）（別紙9）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

補助金精算額調書

補助事業者名

事業区分	常勤換算 従事者数 (延べ人数)	総事業費 ① 円	寄附金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	選定額 (補助精算額) ⑥ 円	補助金 交付決定額 ⑦ 円	補助金 受入済額 ⑧ 円	補助金 請求額 ⑨ 円
処遇改善部分										
合計										

(注)

- 1 ⑤欄(処遇改善部分)は、月額10,900円に各月の常勤換算従事者数(施設等運営する法人の役員を兼務する施設長は除く。)を乗じて得た額を記入してください。
- 2 ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額に補助率を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数がある場合には、これを切捨てる。)を記入してください。
- 3 ⑦欄は、交付決定額を記入してください。
- 4 ⑧欄は、補助金の受入済額を記入してください。

社会的養護従事者処遇改善事業実績報告書

補助事業者名

① 事業実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
② 常勤換算従事者数	(令和3年度) 2月: 人 3月: 人 計(延べ): 人
③ 補助基準額	(令和3年度) 円 ※処遇改善部分(算出式1参照)
④ 処遇改善事業費(令和3年度分)(A+B)	円
処遇改善見込額(A)	円
うち基本給又は決まって毎月支払われる手当分	円
処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分(B)	円

(注)

- 原則として、職員に対する処遇改善について令和4年2月分の賃金から実施してください。(※)処遇改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいいます。
- 本事業による処遇改善に係る計画書の具体的な内容を職員に周知してください。
- 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充ててください。
なお、本事業による処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認めることとします。
ただし、処遇改善部分の補助額は、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長の処遇改善に充てることはできないものとします。
- 本事業による処遇改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも処遇改善の額の3分の2以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当をいう。)により行われている必要があります。
ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合においては、この限りではありません。
- 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはいけません。

歳入歳出決算（見込み）書（抄本）

1 歳入の部

区分	予算額	決算額	差引き増減(△)	備考
	円	円	円	
合計				

2 歳出の部

区分	予算額	決算額	差引き増減(△)	備考
	円	円	円	
合計				

令和 年 月 日

補助事業者名